

# 平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	26	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <b>法人住民税</b> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          中小企業者等の試験研究費がある場合の法人税額の特別控除制度          法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。</p> <p>・ 特例措置の内容          我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットディングを確保しつつ、オープンイノベーションへの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みを検討する。</p> <p>○総額型の控除上限の引上げ措置の恒久化（法人税額の 30%）          ○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控除率の大幅引き上げ（5 倍程度）及び控除上限の別枠化（控除上限：法人税額の 10%）</li> <li>・ 特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）</li> </ul>	
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、地方税法附則第 8 条 1 項及び第 3 項	
減収見込額	<p>[初年度] ▲40 (▲4, 252)      [平年度] ▲40 (▲4, 252)          [改正増減収額]                      ー</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的          我が国の研究開発投資額（平成 24 年度 17.3 兆円）の約 7 割（同 12.2 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>特に、高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品等を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <p>(2) 施策の必要性          我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業は、新規事業のための優れたアイデアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かせていないのが現状である。</p> <p>資金不足を補うことでこのような中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進し、技術力を高め、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的な経済成長を実現していく必要がある。</p> <p>日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する」という目標を達成するためには、今後 2 年で研究開発費を維持し、大幅に増加させる必要がある。このためには、主要国の研究開発税制とのイコールフットディングの確保が重要であり、本税制を拡充することが必要かつ効果的である。控除限度額が法人税額の 20%までと縮小された場合、研究開発投資率が高い医薬品産業は、投資に見合った控除を十分に受けることができない等の弊害が生じる。また、時限措置では、長期安定的な研究開発投資の計画立案を行うことが困難である。そのため、①総額型の控除上限引上げ措置（30%）の恒久化、を要望するものである。</p> <p>特に、医薬品の研究開発は、成功確率が低い（約 3 万分の 1）、研究開発期間が長期にわたる（9～17 年）といった特徴を有しており、医薬品産業の売上高に対する研究開発比率は他業種に比しても高いことから、</p>	

	<p>医薬品産業において研究開発を支援することの重要性は大きい。</p> <p>加えて、日本再興戦略改訂 2014 において掲げられた「自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速する」という目標を達成するために、②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（控除率の大幅引上げ（5 倍程度）、控除上限の別枠化（控除上限：法人税額の 10%）、特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を追加）を要望するものである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>○日本再興戦略</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>民間の積極的な開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>② 産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充</p> <p>「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、(中略)民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年5月23日閣議決定)</p> <p>第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出</p> <p>3. 重点的取組</p> <p>(3) イノベーションを結実させる</p> <p>①新規事業に取り組む企業の活性化</p> <p>「研究開発成果の社会実装には、新規事業に挑戦する民間企業、特にイノベーションのシーズを産み育てる研究開発型の中小・中堅・ベンチャー企業(以下、本節において「ベンチャー企業等」という。)の果たす役割が重要である。</p> <p>「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p> <p>&lt;主な関連施策&gt;</p> <p>研究開発税制の活用促進等による民間企業の研究開発投資・設備投資環境及び大学・公的研究機関・他企業との連携等を促進する環境の整備【経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】</p>

政策の  
達成目標

我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業者をはじめ、様々な付加価値を生み出す中小企業者が、将来にわたって競争力を維持・強化していくことが重要である。このため中小企業者が研究開発投資を持続的に行えるような環境を整備し、国税と合わせ民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値基準としては、対GDP比3%以上である。

また、中小企業者においては、大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。

税負担軽減  
措置等の適  
用又は延長  
期間

○総額型の控除上限の引上げ措置の恒久化（法人税額の30%）

○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）

- ・控除率の大幅引き上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（控除上限：法人税額の10%）
- ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）

同上の期間  
中の達成目  
標

民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。

企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る（日本再興戦略改訂2014）。

政策目標の  
達成状況

我が国は、主要先進諸国の中で、韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

\*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」

企業の研究開発費のうち、外部支出研究費は額・割合ともに横ばい又は減少傾向であり、我が国のイノベーションシステムにおいて、オープンイノベーションへの取組みは進んでいない。

	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY
外部支出研究費（億円）	21,596	22,398	19,451	19,972	20,086	19,246
民間研究開発費に占める外部支出研究費の割合	13.5%	14.1%	14.0%	14.3%	14.1%	13.7%

出典：総務省 科学技術研究調査

有効性	要望の措置の適用見込み	○平成 27 年度減収見込額 ▲40 百万円 ・総額型控除上限の引き上げ措置延長 ▲159.5 百万円 ・オープンイノベーション型の拡充 ▲39.5 百万円															
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成 19 年度 5,747 件 平成 20 年度 4,657 件 平成 21 年度 4,411 件 平成 22 年度 5,313 件 平成 23 年度 5,290 件 平成 24 年度 5,528 件</p> <p>【平成 19～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>12.4%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>15.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成 24 年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約 5,000 件程度と推測される。</p>		平成 24 年度	機械製造業	12.4%	化学工業	16.4%	輸送用機械器具製造業	5.8%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.5%	卸売業	19.0%	サービス業
	平成 24 年度																
機械製造業	12.4%																
化学工業	16.4%																
輸送用機械器具製造業	5.8%																
食料品製造業	10.1%																
電気機械器具製造業	8.5%																
卸売業	19.0%																
サービス業	15.8%																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業基盤技術強化税制（国税）															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>予算上の支援措置：戦略的基盤技術高度化支援事業</p> <p>平成 18 年度 64 億円 平成 19 年度 94 億円 平成 20 年度 88 億円 平成 21 年度 54 億円 平成 21 年度補正 133 億円 平成 22 年度 150 億円 平成 22 年度予備費 100 億円 平成 23 年度 150 億円 平成 23 年度三次補正 50 億円 平成 24 年度 132 億円 平成 25 年度 108 億円 (ものづくり中小企業連携支援事業の内数) 平成 26 年度 123 億円 (ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業の内数)</p>															

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置として、研究開発支援に係る補助金や委託費があるが、それぞれ、国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又はフェーズにおける成果の獲得を目指す制度である。一方、中小企業による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置では、企業が自由な発想に基づく独自テーマの開発に取り組めるとともに、利益を出すことに注力出来る環境を整備するものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>研究開発を実施していない企業も含めた全企業の売上高に占める研究開発経費の割合は大企業で2.4%、中小企業で0.3%と大きく差があるが、現に研究開発を実施している企業に限れば、売上高に占める研究開発費の割合の差は大企業で3.5%、中小企業で2.4%と大差なく、中小企業でも積極的に研究開発に取り組んでいることがわかる（出典：2009年版中小企業白書）。本税制は「中小企業が付加価値を生み出すために行う試験研究を支援する」という政策目的であるが、有効に作用していると考えられる。また、本税制は国税措置を利用した中小企業者が、適用可能な措置であることから、適用要件は明確であり、税制として執行可能なものである。</p>
<p>ページ</p>	<p>26-6</p>	

税負担軽減措置等の  
適用実績

1. 減収額について  
○地方税における減収額

減収額実績

平成 19 年度	29 億円
平成 20 年度	43 億円
平成 21 年度	23 億円
平成 22 年度	30 億円
平成 23 年度	40 億円
平成 24 年度	39 億円

【平成 19～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」  
平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収実績額 (うち、税法上の中小企業分)

平成 19 年度	6,269 億円 (167 億円)
平成 20 年度	2,881 億円 (246 億円)
平成 21 年度	2,565 億円 (131 億円)
平成 22 年度	3,726 億円 (174 億円)
平成 23 年度	3,395 億円 (234 億円)
平成 24 年度	3,952 億円 (223 億円)

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成 20 年度	2.4 億円
平成 21 年度	1.0 億円
平成 22 年度	1.7 億円
平成 23 年度	2.1 億円
平成 24 年度	2.3 億円

(参考) 国税における減収実績額 (うち、税法上の中小企業分)

平成 20 年度	178 億円 (14 億円)
平成 21 年度	133 億円 (6 億円)
平成 22 年度	224 億円 (10 億円)
平成 23 年度	232 億円 {増加型 116 億円、高水準型 116 億円} (12 億円)
平成 24 年度	266 億円 {増加型 173 億円、高水準型 93 億円} (14 億円)

【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」  
平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

国税及び地方税における中小企業利用実績

平成 19 年度	5,747 件
平成 20 年度	4,657 件
平成 21 年度	4,411 件
平成 22 年度	5,313 件
平成 23 年度	5,290 件
平成 24 年度	5,528 件

【平成 19～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」  
平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

	<p>○増加型利用実績 平成 23 年度 1,228 件 平成 24 年度 1,447 件</p> <p>○高水準型利用実績 平成 23 年度 83 件 平成 24 年度 81 件</p> <p>【平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県民税 1,228,855 千円</li> <li>・市町村民税 3,022,979 千円</li> </ul>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>経済波及効果の試算</p> <p>【研究開発税制全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（総額型）</li> <li>・平成 27 年度減収見込額 562 億円（中小企業分 12.4 億円）【うち地方税 1.6 億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> <li>・研究開発投資押上げ額 1,309 億円 ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）</li> <li>・平成 27 年度の減税（562 億円分）が、平成 27 年度～平成 36 年度までの 10 年間に及ぼす</li> </ul> <p>①GDP 押上げ効果：5,627 億円（中小企業者分 124 億円）【地方税 16 億円】、②雇用創出効果：約 6.7 万人（中小企業者分約 1,500 人）【地方税約 190 人】、③税収効果：約 927 億円（中小企業者分 20 億円）【地方税 2.6 億円】</p> <p>（オープンイノベーション型）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度減収見込額 27 億円（中小企業分 3.1 億円）【うち地方税 0.4 億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> <li>・研究開発投資押上げ額 52 億円 ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）</li> <li>・平成 27 年度の減税（27 億円分）が、平成 27 年度～平成 36 年度までの 10 年間に及ぼす</li> </ul> <p>①GDP 押上げ効果：270 億円（中小企業者分 31 億円）【地方税 4 億円】、②雇用創出効果：約 0.3 万人（中小企業者分約 350 人）【地方税約 45 人】、③税収効果：約 44 億円（中小企業者分 5.1 億円）【地方税 0.7 億円】</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比 3% 以上である。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>民間研究開発投資の対 GDP 比率については、2009 年度における 1 位韓国（2.64%）と 2 位日本（2.54%）との差は 0.1% であったが、2012 年度では韓国（3.40%）と日本（2.57%）との差が 0.83% と 8 倍強に拡大。</p> <p>その理由は、2010 年度、2011 年度及び 2012 年度の我が国の民間研究開発投資がそれぞれ対前年度比 0.2% 増、2.2% 増及び 0.8% 減にとどまっていることが主因であると考えられる。（2009 年から 2012 年にかけて、韓国の研究開発投資は 65.5% 増である一方で、我が国は 1.6% 増）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 60 年度 創設（税額控除率%） 昭和 63 年度 2 年間延長 平成 2 年度 3 年間延長 平成 5 年度 2 年間延長 平成 7 年度 2 年間延長 平成 9 年度 1 年間延長 平成 10 年度 税額控除率の拡充（6%→10%） 平成 11 年度 1 年間延長 平成 12 年度 1 年間延長 平成 13 年度 1 年間延長</p>



平成 14 年度	1 年間延長
平成 15 年度	税額控除率の拡充 (12%の恒久化) 税額控除率の拡充 (3%上乗せ措置により 12%→15%)
平成 18 年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除 (増加額の 5%)) 税額控除率の廃止 (3%上乗せ措置の廃止により 15%→12%)
平成 20 年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除 (増加額の 5%) または売上高の 10%超過に係る税額控除の選択制の追加)
平成 21 年度	試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに②平成 21、22 年度に生じる税額控除超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能にする。
平成 22 年度	2 年間延長 (平成 20 年度拡充の上乗せ措置部分)
平成 24 年度	2 年間延長 (同上)
平成 25 年度	試験研究費の総額に係る税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる (平成 26 年度末まで)
平成 26 年度	上乗せ措置 (増加型・高水準型) を 3 年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み (最大 30%までに) 改組。